

第4章 どのように地域福祉を推進していくのか

1. 安全・安心なまちづくり

1-1. 健康増進と保健医療の充実

【現状と課題】

健康は、誰もが安全・安心に暮らすための重要な要素の一つで、地域福祉の推進においても重要な要素となるものです。年々、健康に対する意識は高くなっていますが、生活習慣の変化や高齢者の増加等により、生活習慣病³²に対するリスクが増加傾向にあります。

健康づくりに関しては、市民自らが「自分の健康は自らづくり・守る」ことを心がけることが重要であり、誰もが健康に関心を持ち、自分自身で行動し、地域の中で支え合い、取り組む必要があります。

生活習慣病については、日々の生活を見つめなおし、自分と向き合い、規則正しい習慣を身につけるとともに、各年代における健康診査³³やきめ細かな保健指導³⁴が必要です。

少子高齢化や社会情勢の変化などに伴い、市民の医療に対するニーズは、多様化・高度化しています。また、休日・夜間を問わず、誰もが病気になる可能性があります。このような状況の中で、すべての市民が安心して暮らしていくためにも、身近で受けられる医療機関、救急病院などの情報の提供に努め、地域医療環境の充実を図る必要があります。

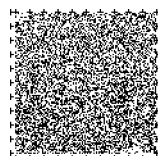
【市民の声】

- ・ 高齢者の健康の集いのリーダーを市が派遣して欲しい。リーダー養成も含めて、健康づくりの意識を高める。
- ・ 小児夜間救急診療は、夜間病院で無いことを広報等を通じて周知すべき。

³² 「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群」と定義されていて、具体的な生活習慣病としては、むし歯や歯周病、糖尿病、循環器病(心臓病や脳血管の病気、およびその危険因子である脂質異常症や高血圧など)、そして“がん”などのことをいう。

³³ ①健康増進法に位置付けられる各種健診(検診)(1)がん検診(2)歯周疾患検診(3)骨粗鬆症検診(4)肝炎ウイルス検診(5)健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める生活保護世帯者に対する健康診査、②高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診等、③母子保健法に基づく母性、乳幼児に対する健康診査のことをいう。

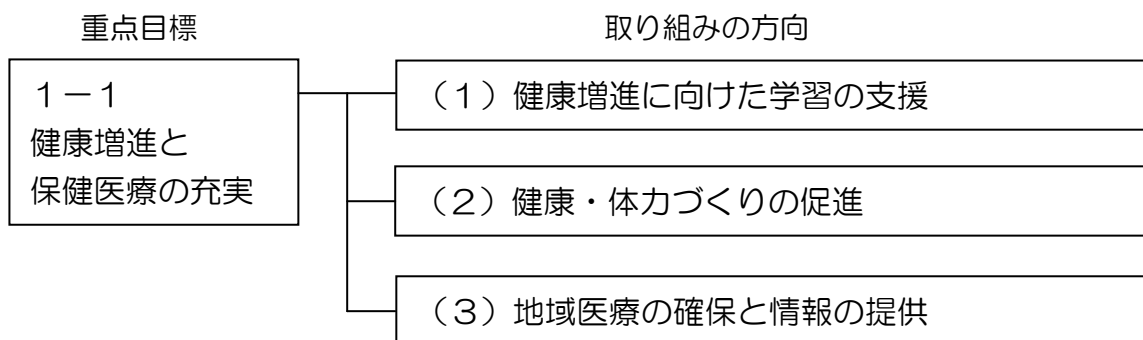
³⁴ ①生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活の在り方その他健康に関して必要な事項についての健康教育、心身の健康に関する個別の健康相談、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的とした訪問指導。②特定健康診査の結果、生活習慣病の発症のリスクがあり、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを実施する特定保健指導。③妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して行う保健指導などのことをいう。



【施策の方向】

各種健診（検診）、予防接種、保健指導などの保健事業及び介護予防事業³⁵の充実を図るとともに、地域でのリーダー育成に努め、市民が主体的に行う健康づくりの活動を支援し、地域での健康づくり活動を推進します。

【施策の体系】



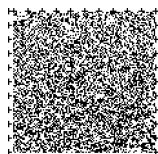
【主な実施方策】

1-1-1 (1) 健康増進に向けた学習の支援	
地域における健康意識啓発のため学習機会を提供します。	
内 容	主体となる機関等
① 健康づくりや生活習慣病予防のための教室、出前健康講座を実施します。 ・「佐倉市健康増進計画（健康さくら 21）」に基づき地域住民の健康づくりや生活習慣病予防のための教室や出前健康講座を実施します。	市（健康こども部）

1-1-1 (2) 健康・体力づくりの促進	
一人ひとりが健康に関心を持ち、自分自身で行動する機会を提供します。また、各種健診（検診）等の保健事業を充実させるとともに、正しい知識の普及啓発を図り、疾病の予防、早期発見、重症化の防止などを推進します。	
内 容	主体となる機関等
① スポーツ・レクリエーション等の健康づくり活動を支援します。 ・ヘルスプロモーション ³⁶ の考え方をとり入れ、スポーツ・レクリエーション等による健康づくりプログラムや活動を促	市（健康こども部） 教育委員会

³⁵ 元気な高齢者になるべく要介護状態に陥らないように、また、現在介護が必要な方もそれ以上悪化させないようにする取り組み。

³⁶ WHO（世界保健機関）が1986年のオタワ憲章において提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略で、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義されている。



<p>進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合型地域スポーツクラブ³⁷等を活用した健康増進に向けた支援施策、制度を充実します。 ・ 民間による高齢者のふれあい事業や健康増進事業への支援を促進します。 <p>② 介護予防の普及啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防教室、イベント、出前講座等の実施により、介護予防に関する知識の普及を図ります。 ・ 家庭でも気軽にできる「佐倉ふるさと体操³⁸」等の普及に努め、自主的な活動を促進します。 <p>③ 地域で活躍できる健康づくりのリーダーを養成します。</p> <p>④ 禁煙、受動喫煙防止を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁煙運動を強化するとともに受動喫煙問題の啓発活動を行います。 <p>⑤ 健診（検診）、予防接種などを充実します。</p>	<p>市（福祉部）</p> <p>市（健康こども部）</p> <p>市（健康こども部）</p> <p>市（健康こども部）</p>
--	--

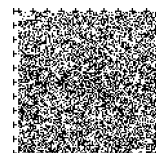
<p>1-1-(3) 地域医療の確保と情報の提供</p>	
<p>休日・夜間の診療体制を確保します。また、身近で受診できる医療機関の情報を的確に把握し提供します。</p>	
<p>内 容</p>	<p>主体となる機関等</p>
<p>① 休日・夜間の診療体制を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康管理センターにおける小児初期急病診療所³⁹、休日夜間急病等診療所⁴⁰等の維持・充実を図ります。 	<p>市（健康こども部）</p>
<p>② 医療機関情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小児初期急病診療所、休日夜間急病等診療所等の休日・夜間の診療情報を含め、医療機関についての適切な情報提供を行います。 	<p>市（健康こども部）</p>

³⁷ 地域住民が主体的に運営するスポーツクラブで初心者から競技者まで、子どもから高齢者までの誰もがそれぞれのレベルなどに応じていつでも活動できるスポーツクラブ。

³⁸ 「ふるさと」の歌に合わせて、誰もが手軽に行えるよう考案された体操。佐倉にちなんだ動きが取り入れられている。

³⁹ 時間外における子どもの救急医療を確保するため、地元医師会の協力により、小児科（内科系疾患）専門の初期救急医療機関として、平成 14 年 10 月 1 日から日曜・祝日、年末年始は午前 9 時から午後 5 時まで、また毎日午後 7 時から翌朝の 6 時まで診療を行っている。

⁴⁰ 日曜日、祝日、または 12/29～1/3 の年末年始の休日の夜間などの通常の医療機関が診療を行っていない時間外の医療を確保するための診療業務。



1. 安全・安心なまちづくり

1-2. 安全で暮らしやすいまちづくり

【現状と課題】

佐倉市の一部の地域では、既存バス路線の撤退等により、交通手段が少ない交通不便地域となっているだけでなく、住民の高齢化に伴い、車の運転ができなくなるなど、今後さらに交通に不便を感じる人が増加すると考えられます。また、歩いて行ける範囲で日常生活に必要な買い物をする場所が少ないなど、生活に不便な地域も多くなると予想されます。このような状況の中で、誰もが気軽に利用できる公共交通機関、移動手段の確保が必要です。

バリアフリーについては、行政や民間事業者の整備事業として、駅や周辺地区、公共機関の建物に点字ブロック⁴¹、スロープ⁴²、エレベータの設置等を進めています。これからも、バリアフリーやユニバーサルデザインの考えをとり入れた整備を進めていくことが必要です。

防犯・防災活動については、これまでも自治会・町内会等や地域ボランティアによる防犯パトロール・防災訓練の実施など、地域防犯・防災に対する取り組みが行われています。一方で、市民の暮らしを脅かす犯罪も多発しており、この状況を抑制するために、地域住民と市、関係機関の連携や、市民一人ひとりの防犯意識の向上、地域での自主的な防犯活動の充実が期待されます。

【市民の声】

- ・ ショッピングセンター等が近くに無くて不便（多数）。今は車の運転ができるが、高齢になると移動手段が無くなり、不安。
- ・ バスの本数を増やして欲しい（高齢になると車に乗れないようになる）。
- ・ 介護タクシー・移動サービスが使いづらい。
- ・ 高齢者・障害者が（車椅子で）外出しやすい道路・歩道のバリアフリー。
- ・ 街路灯が少なく、暗くて危険。

【施策の方向】

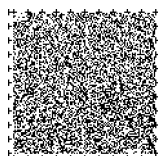
交通不便地域解消について、公共交通としてのバス路線網の整備充実を要請するとともに、佐倉市循環バス⁴³やデマンド交通⁴⁴の運行維持に努めます。また、

⁴¹ 視覚障害者の方がより安全に外を歩行できるように、歩道や床面等に敷設されるブロック（プレート）。

⁴² 傾斜した道路、あるいは、通路。斜路・傾斜路とも言う。車椅子などのほか、人が通行するところでも階段での上り下りが適さない場合に設けられる。

⁴³ 内郷地区と飯野地区で、路線バスの廃止に伴い、平成15年12月から運行を開始したコミュニティバス。（佐倉市がバス事業者に委託して運行するバス）

⁴⁴ タクシーの便利さと路線バスの手軽さを併せ持つ新しい交通システム。路線バスなどの公共交通機関のまばらな地区で、交通の便を改善する効果が期待されている。

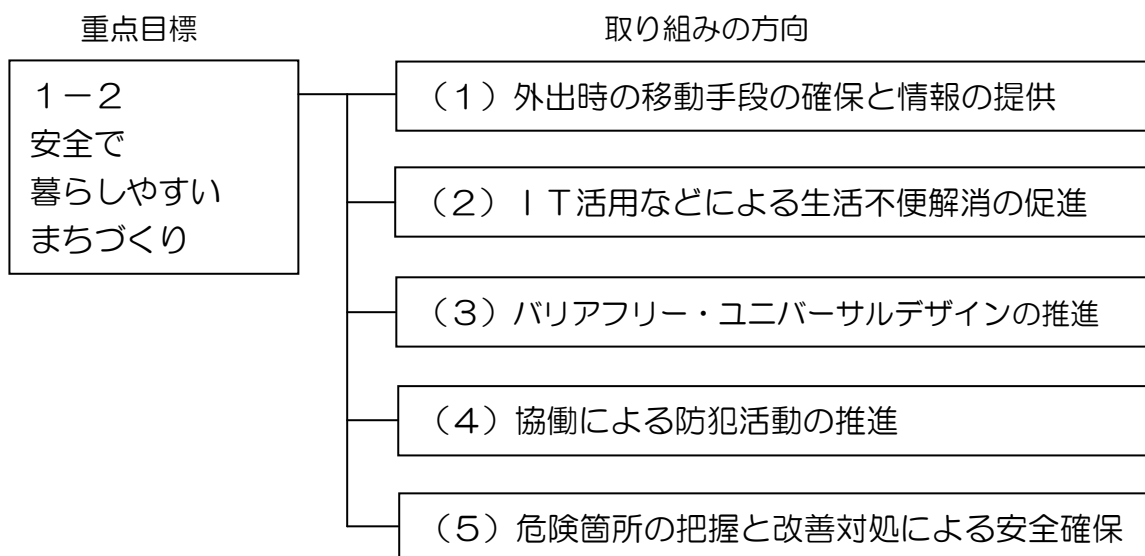


移動が困難な高齢者や障害者等に対する移動手段の確保を支援します。

バリアフリー化・ユニバーサルデザインを更に進め、安心して暮らせるまちづくりを促進します。

犯罪等の発生を抑制するために、警察など関係機関と連携を図りながら、市民への防犯意識の啓発を行うとともに、地域による自主防犯活動を支援します。

【施策の体系】

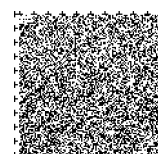


【主な実施方策】

1-2-1 外出時の移動手段の確保と情報の提供	
公共交通手段の少ない地域での外出・移動手段を確保するとともに、移動が困難な高齢者や障害者等に対して 移動サービス ⁴⁵ 等の情報を提供します。	
内 容	主体となる機関等
① 循環バスの運行を継続し、デマンド交通の維持・促進に努めます。	市（市民部）
② 多様な交通手段を検討します。 ・ 交通不便地域解消に向けて市民要望、利用実態を勘案した多様な交通手段を検討します。	市（市民部）
③ 移動サービス等の内容を分かりやすく紹介します。 ・ 移動サービスや 福祉タクシー ⁴⁶ についての情報を分かりや	市（福祉部） 市社協

⁴⁵ 一般公共交通機関を利用しにくい高齢者、障害者などに福祉車両等を用いて、その移動交通手段を保障しようとするサービス。

⁴⁶ 道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、車椅子に乗った人など、障害のある人の移動のために、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の



第4章 どのように地域福祉を推進していくのか

<p>すく紹介します。 (社会福祉協議会等の移動サービス、タクシー会社やNPO等の福祉タクシーによる外出支援サービスなど)</p>	移動サービス等事業者
--	------------

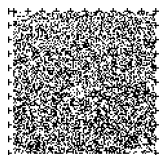
1-2-(2) IT活用などによる生活不便解消の促進	
日常生活での買い物が困難な高齢者等の生活不便解消のため、新しいしくみづくりを検討します。	
内 容	主体となる機関等
<p>① 買い物弱者⁴⁷対策を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来るべき高齢社会を視野に、インターネットの活用等による買い物弱者対策を推進します。 ・ NPOによる移動販売、宅配サービス等((例) コミュニティビジネス⁴⁸)の新しいしくみづくりを検討するとともに情報提供を行います。 	<p>市(福祉部) 民間事業者</p>

1-2-(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	
バリアフリーやユニバーサルデザインによる公共施設等の整備・改修を促進します。また、安全で快適な道路環境の整備など各種事業の促進を図ります。	
内 容	主体となる機関等
<p>① 道路、施設のバリアフリーやユニバーサルデザインマップを作成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、施設のバリアフリーやユニバーサルデザインマップを作成(随時更新)し、ホームページ等で情報を提供します。 ・ 市だけでなく県、民間事業者も含めて安全・安心に外出できる環境エリアの情報を共有するとともにバリアフリーやユニバーサルデザインの整備拡大を推進します。 	<p>市(福祉部、土木部、都市部、資産管理経営室) 民間事業者</p>
<p>② 安全・安心に利用できる道路環境を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障害者を始めとし誰もが安全・安心に利用できる道路環境を充実します。 ・ モデル地区の設定等を行い、整備を促進します。 <p>1) 歩車道の段差解消など利用しやすい道路の整備</p>	市(土木部)

運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと。

⁴⁷ スーパーの閉店や商店街の衰退などにより、日常の買い物が困難な状態におかれている人々。

⁴⁸ 社会的課題を市民自らが当事者意識を持ち、ビジネスとしての事業性を確保しつつ課題を解決しようとする活動。「地域活性化・まちづくり」「障害者・高齢者・子育て等支援」「保健・医療・福祉」「安全・安心(防災・防犯)」などの広い分野での取り組みが始められている。

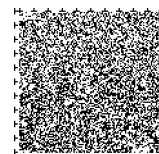


<p>2) 狭い道での歩行空間の確保（電柱の位置検討、側溝蓋設置、着色歩道）</p> <p>3) 点字ブロックの設置</p> <p>4) 長い坂道等における休憩場所確保の検討</p> <p>③ 施設のバリアフリーやユニバーサルデザインを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設ばかりでなく、一定規模の民間施設にもバリアフリーやユニバーサルデザインの推進を働きかけます。 ・ 災害時の避難場所、選挙投票所、敬老会等の会場となる学校体育館等は、公益性や集客規模を勘案し整備の充実を図ります。 	<p>市（都市部） 教育委員会 民間事業者</p>
---	-----------------------------------

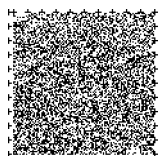
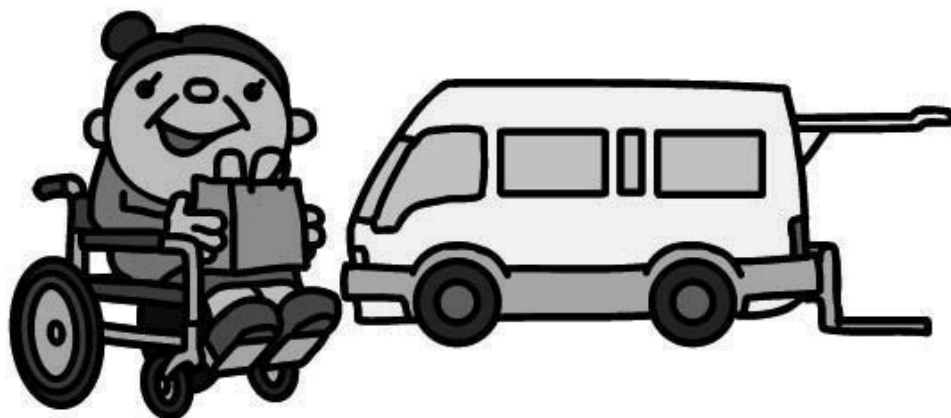
<p>1-2-(4) 協働による防犯活動の推進</p>	
<p>地域での防犯活動を支援するとともに、地域住民と市・関係機関が連携して、防犯活動に取り組みます。</p>	
<p>内 容</p>	<p>主体となる機関等</p>
<p>① 自治会・町内会等、ボランティア団体による自主防犯活動の組織化を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のパトロール等を行う自主防犯活動の組織化を支援し、市の全域をカバーすることを目指します。 	<p>市（市民部）</p>
<p>② 行政と住民等の連携による不審者情報や危険情報を共有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不審者情報や危険情報（事故・事件、発生場所等）を共有します。 ・ 地域での防犯活動リーダーを育成します。 ・ 『子ども110番の家⁴⁹』の取り組みを自治会・町内会等地縁組織⁵⁰と連携した全域的な運動として展開します。 ・ 学校・PTA・スクールガードボランティアによる子どもの見守り活動を地域全域に展開します。 	<p>市（市民部） 教育委員会 自治会・町内会等 住民</p>

⁴⁹ 子どもが「誘拐や暴力、痴漢」など何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子供たちの安全を守っていくボランティア活動。

⁵⁰ 自治会・町内会等の居住地域を中心として活動する組織・団体。



1-2-(5) 危険箇所の把握と改善対応による安全確保	
暗い夜道などの危険箇所を把握するとともに、道路照明・街灯の設置などにより改善し安全確保に努めます。	
内 容	主体となる機関等
① 不安な暗い夜道の解消（道路照明・街灯の整備・補修）に努めます。 ・ 行政設置の道路照明の現況を把握し、適切に整備、補修を行います。 ・ 自治会設置の街灯の現況を把握し、適切に整備、補修されるよう補助を行います。	市（土木部） 自治会・町内会等



1. 安全・安心なまちづくり

1-3. 地域における生活支援体制の充実

【現状と課題】

住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活するためには、自立支援、在宅支援のより一層の充実を図る必要があります。

佐倉市では高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉に関する個別の計画を策定し、それぞれに沿った福祉の施策や事業を進めています。しかし、近年の高齢化の進展や核家族化など社会情勢の変化にともなう福祉ニーズの多様化、さらには各福祉分野での制度変更などにより、それに対応するための施策の充実やしくみづくりが求められています。

このような中で、高齢者福祉や障害者福祉においては、住み慣れた地域で自立した生活をおくることができるよう、在宅サービスの充実や家族介護者への支援、介護予防の支援がますます重要となってきています。

また、核家族化など家庭環境の変化にともない、子育ての孤立化、育児不安など、子育てに対する不安を軽減する必要があります。さらに、女性の就業率の高まりや就労形態の変化にともない、保育ニーズも年々多様化してきており、待機児童を減らすとともに、利用者の立場に立った保育サービスの拡充が求められています。

【市民の声】

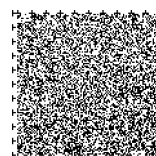
- ・ 高齢者福祉施設の充実を希望。(多数)
- ・ 介護の担い手の不足と介護者の精神的ケアが必要。
- ・ **老老介護**⁵¹が増えている。介護技術の講習会を開催してもらいたい。
- ・ 今は親と一緒に住んでいるが将来ひとりになった時に相談する場所が欲しい。困った時に頼める人が欲しい。(障害者)
- ・ 日・祝日の保育サービスや病児・病後児の保育サービスを充実してほしい。

【施策の方向】

高齢者や障害者などが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、保健、医療、福祉、介護の連携を強化し、それぞれの福祉ニーズに対応するとともに、適切な相談体制の充実、情報提供に努めます。

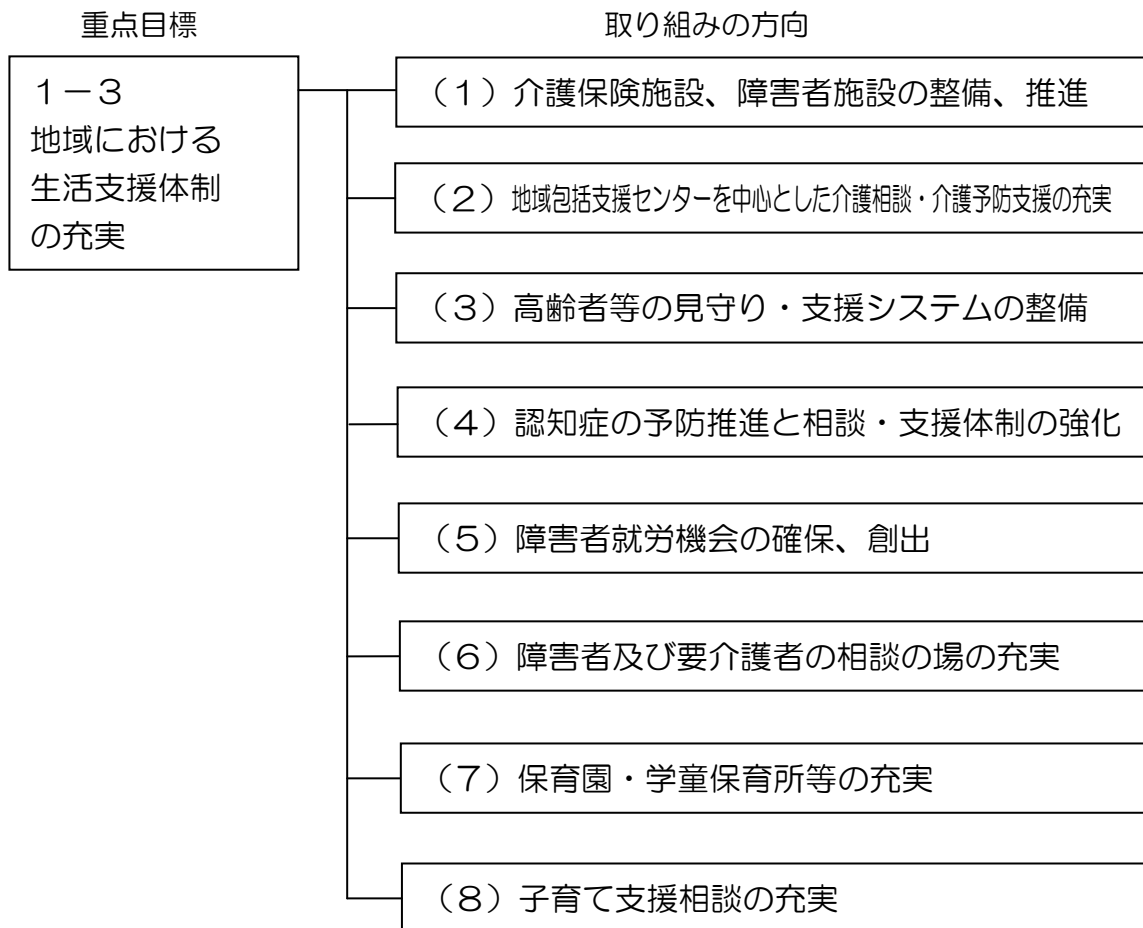
共働き家庭やひとり親家庭など、すべての子育て家庭が安心して子育てができ

⁵¹ 高齢者が高齢者の介護をせざるを得ない状況のこと。高齢化が進む中、高齢のご夫婦同士や高齢の子どもがより高齢の親を介護せざるを得ない状況が深刻化している。



るように、子育てに関する悩みや不安の軽減、情報の提供に努めます。また、地域における子育ての相互援助を支援します。

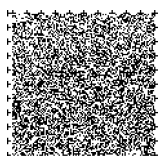
【施策の体系】



【主な実施方策】

1-3-1 介護保険施設 ⁵² 、障害者施設の整備、推進	
介護保険施設、障害者施設の整備を進めます。	
内 容	主体となる機関等
① 介護保険施設、障害者施設の整備を進めます。 ・ 「佐倉市高齢者福祉・介護計画」に基づき、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備を促進します。 ・ 「佐倉市障害者計画」に基づき、障害者の地域社会への参加を促す施設・環境の整備を促進します。	市（福祉部）

⁵² 介護保険サービスで利用できる施設。介護保険法に基づいて都道府県知事の指定（許可）を受けた施設のこと。介護保険施設には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設（療養型病床群など）の3種類があり、要介護認定を受けた人が利用できる。

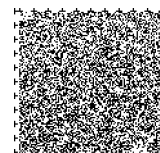


1-3-(2) 地域包括支援センターを中心とした介護相談・介護予防支援の充実	
市内5か所（日常生活圏域）にある地域包括支援センターを中心に、保健、福祉、医療、介護の連携を強化し、介護相談・介護予防を支援します。	
内 容	主体となる機関等
① 地域包括支援センターを中心として、高齢者及び介護者の支援を行います。 ・ 地域包括支援センターを中心として、地域の高齢者及び介護者のケアを含めた介護相談を充実します。 ・ 介護予防支援の充実を図ります。	市（福祉部） 地域包括支援センター
② 家族で介護する人のための介護技術の講習会等の充実を図ります。	市（福祉部） 地域包括支援センター

1-3-(3) 高齢者等の見守り・支援システムの整備	
要介護者、一人暮らし及び高齢者世帯などに不測の事態等が発生した場合における緊急対応体制を整備します。	
内 容	主体となる機関等
① 要介護者、一人暮らし及び高齢者世帯の見守り・支援システムを整備します。 ・ 高齢者の孤立、孤独死防止システムを構築します。 ・ 高齢者世帯、要支援者に不測の事態等が発生した場合における救急システムを構築します。（行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治会・町内会等、ボランティア団体等の連携を図ります。） ・ 家族等の介護者に不測の事態等が発生した場合の緊急対応システムを構築します。	市（福祉部） 市社協 地域包括支援センター 民生委員・児童委員等 地区社協 ボランティア団体等

1-3-(4) 認知症 ⁵³ の予防推進と相談・支援体制の強化	
認知症の予防や早期発見・診断・治療のため、認知症に関する正しい知識を啓発し、地域全体で支えるための体制を整備します。	
内 容	主体となる機関等
① 認知症の正しい知識の普及と認知症予防を推進します。	市（福祉部） 地域包括支援センター

⁵³ 成人に起こる認知（知能）障害であり、記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性的に持続することによって日常生活に支障をきたした状態。



第4章 どのように地域福祉を推進していくのか

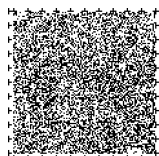
<p>② 認知症の相談支援体制を強化します。</p> <p>③ 認知症サポーター⁵⁴を養成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種講座や講演会などを通じて、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を見守る応援者となる認知症サポーターの養成を推進します。 <p>④ 認知症ネットワーク⁵⁵を構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の早期発見・診断・治療につなげるため、医療機関や地域包括支援センター等の連携を強化します。 	<p>医療機関</p> <p>市（福祉部） 地域包括支援センター 医療機関</p> <p>市（福祉部） 地域包括支援センター 医療機関</p> <p>市（福祉部） 地域包括支援センター 医療機関</p>
---	---

1-3-(5) 障害者就労機会の確保、創出	
障害者の働く場所の確保と就労に向けた訓練などを支援します。	
内 容	主体となる機関等
<p>① 障害者の地域社会への参加を促す福祉的就労の場を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「佐倉市障害者計画」に基づき、障害者の地域社会への参加を促す福祉的就労の場の確保を促進し一般就労への移行を目指します。 	市（福祉部）

1-3-(6) 障害者及び要介護者の相談の場の充実	
障害者や要介護者の相談の場の確保に努めます。	
内 容	主体となる機関等
① 障害者及び要介護者の相談、情報提供の場を充実します。	市（福祉部）

⁵⁴ 認知症サポーター養成講座（認知症の住民講座）を受けた人のこと。認知症の正しい知識や付き合い方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人を応援する人。

⁵⁵ 認知症の早期発見・診断・治療につなげるための、医療機関や地域包括支援センター等との連携。



1-3-(7) 保育園・学童保育所等の充実	
<p>保育園の受け入れ枠の拡大などにより、待機児童ゼロを目指します。保育サービスの拡充について検討します。また、学童保育の充実を図ります。</p>	
内 容	主体となる機関等
<p>① 待機児童⁵⁶ゼロを目指して保育園を整備します。</p>	市（健康こども部）
<p>② 保育サービスを拡充します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長保育の充実を図ります。 ・ 一時預かり・特定保育を拡充します。 ・ 病児・病後児保育⁵⁷を実施します。 	市（健康こども部）
<p>③ 学童保育所⁵⁸を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未整備の小学校区に学童保育所を整備します。 ・ 過密学童保育所を解消します。 ・ 全学童保育所で小学6年生までの受け入れを促進します。 ・ 保育時間の延長を検討します。 	市（健康こども部）

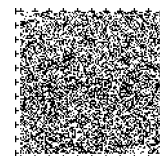
1-3-(8) 子育て支援相談の充実	
<p>子育てで悩みを抱えている方の相談等を充実します。また、ひとり親家庭を支援するため、必要な相談・援助体制の充実を図ります。</p>	
内 容	主体となる機関等
<p>① 地域での育児等の相談体制を拡充します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援センター⁵⁹等による地域での育児等の相談体制を拡充します。 	市（健康こども部）
<p>② ひとり親家庭自立支援施策を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭の抱えている育児や生活に関する悩みごとの相談窓口を充実し、自立に必要な支援を行います。 	市（健康こども部）

⁵⁶ 認可保育園へ入園申込をし、入園要件に該当しているが、入園待ちとなっている児童。

⁵⁷ 保育園に通園中の児童等が病気やその回復期にあり、集団保育の困難な期間、保育園や病院の専用スペースなどにおいて一時的に預かる事業。

⁵⁸ 保護者が仕事などのために昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与えることにより健全育成を図ることを目的とするもの。

⁵⁹ 親子で遊んだり、子育て仲間と情報交換をしたり、子育てについての悩みを保育士・保健師・栄養士に相談したりできる場所。



2. 交流と支え合いの地域づくり

2-1. 地域福祉ネットワークづくり

【現状と課題】

地域の福祉課題に対して、住民同士の支えあい、助けあい、見守りを基本として、地域ので問題解決していくことが、求められています。

地域には様々な福祉活動を行う団体、組織があり、それぞれが独自の目的をもって活動しています。各組織・団体間は連携を図り活動していますが、ネットワーク化はされていないため、きめ細かな地域福祉活動にはつながりにくい現状があります。このため、地域に住む高齢者や障害者、子どもに対する理解を深め、地域住民自らが、地域の問題を自分の問題として受けとめ、互いに連携し合い一体となって解決していくためのネットワークを地域で作り上げていくことが大切となります。

今日の地域社会は、地域のつながりが薄れ、身近な地域で困っている人々や課題が見えにくくなっています。こうした状況を早期に発見・解決していくために、地域住民、自治会・町内会等、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員⁶⁰、NPO、ボランティア、福祉施設、医療機関など、地域に関わる多様な担い手による見守り活動をするネットワークづくりを進め、適切に専門機関等につなぎ、支援する体制を推進する必要があります。

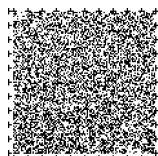
佐倉市における福祉ボランティア団体には、多様な活動団体があり、年々活動がさかんになってきています。より多くの市民が参加できるよう情報の発信、また、困った時に気軽に話せる人や場所、ボランティアの橋渡しをするようなシステムが望まれており、ボランティアの担い手育成の支援など、ボランティア活動をするための環境づくりを進めることが重要です。

【市民の声】

- ・ 市民も含めた、民生委員・児童委員、ヘルパー、ケアマネジャー⁶¹、地域包括支援センター各々の役割、協働の体制、しくみづくりが必要。
- ・ ボランティアの充実を進めてほしい。(高齢者の活用、きっかけづくり)

⁶⁰ 地域において住民の立場から要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らし高齢者や障害者等への訪問・相談等、住民が安心して暮らせるよう支援を行うため、厚生労働大臣から委嘱を受けた制度ボランティア。

⁶¹ 介護保険制度で、ケアプランづくりや要介護認定の訪問調査などを行う専門職。介護支援専門員。

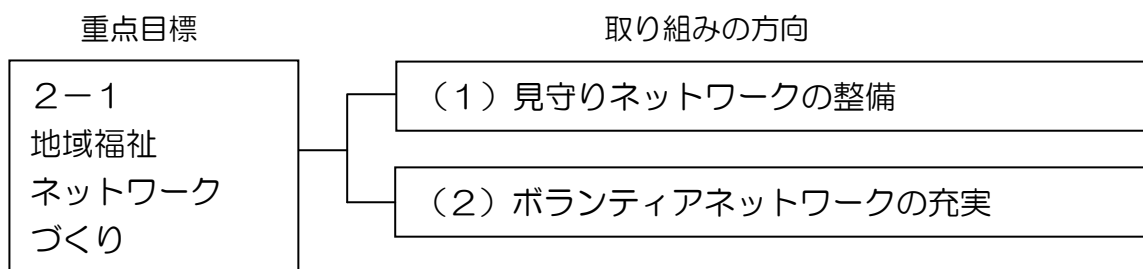


【施策の方向】

日ごろの**見守り・声かけ**⁶²活動や、地域の中での支え合い、助け合いのある環境づくりに努めます。また、地域や関係機関・団体のネットワーク化により、ひとり暮らし高齢者等の孤立・孤独死防止並びに虐待防止のための、**見守りネットワーク**⁶³づくりを検討します。

今後、福祉ボランティアやNPO活動への重要性が高まることから、市民への意識啓発と、これらの団体の支援と連携を促進します。

【施策の体系】

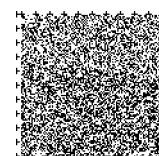


【主な実施方策】

2-1- (1) 見守りネットワークの整備	
地域に住む高齢者や障害者、子どもに対する理解を深め、地域住民自らが、地域の問題を自分の問題として受けとめ、互いに連携し合い一体となって解決していくためのネットワークを地域で作り上げていくことが望まれます。	
内 容	主体となる機関等
① 子ども、高齢者、障害者等への生活支援、孤立・孤独死並びに虐待の防止のための、見守りネットワークづくりを検討します。 ・ 地域では、民生委員・児童委員や自治会・町内会等の、地域の資源を活かした見守りネットワークを検討します。	市（福祉部、健康子ども部） 民生委員・児童委員等 自治会・町内会等 地域住民

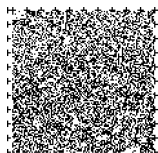
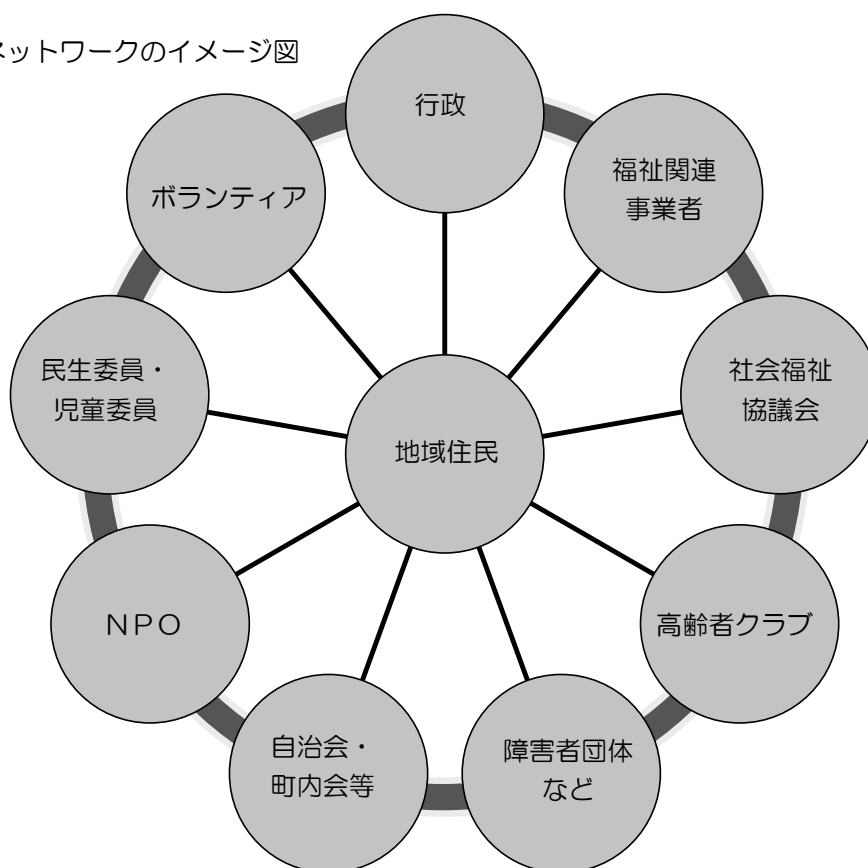
⁶² 常時の支援は必要ではないが、高齢者等について訪問等を通じて生活異変を早期に発見する活動。

⁶³ 近隣の人や関係機関が、見守り・声かけ活動等を行ない、誰もが安心して住みなれた地域で、暮らせるような地域づくり、まちづくりを進める活動。



2-1-(2) ボランティアネットワークの充実	
<p>社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体が相互に連携を図り、様々な活動団体が交流できるよう支援するとともに、ネットワーク機能の整備を促進します。</p>	
内 容	主体となる機関等
<p>① 市は、ボランティア活動が活発化するように、担い手育成の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情にあったボランティア活動ができるよう、コーディネーターや担い手の育成などの充実を図ります。 ・ 住民がボランティア活動へ積極的に参加できる機会を増やします。 	<p>市(福祉部、市民部) 市社協</p>

見守りネットワークのイメージ図



2. 交流と支え合いの地域づくり

2-2. 地域での交流と生きがいづくり

【現状と課題】

市民の価値観の多様化や生活様式の変化とともに、地域社会の連帯感が希薄となる中、地域活動の推進や地域住民が互いに協力して助け合える地域社会づくりが求められています。

市民一人ひとりが自分たちの住む地域のことに関心を持ち、地域でのニーズや生活課題を把握し、その解決に向けて知恵を出し合い、地域住民が協力して、身近なところで具体的な支え合い活動に結びつけていくことが重要です。そのためには、日頃からのあいさつや自然な声かけを行い、近隣とのつきあいを深めておくことも必要です。こうした中、地域で暮らす元気な高齢者や、豊富な知識・経験・能力を持った方などの地域の人材、福祉サービス事業者や各種団体、民生委員・児童委員などとの連携をもとに、協力体制をつくる必要があります。また、地域でふれあい助け合うための見守り体制やボランティア活動の活性化を図っていくことも必要です。

さらに、少子高齢化が進む中、地域において子どもから高齢者まで、さまざまな年代の人や立場の異なる人が交流する場が必要です。

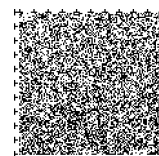
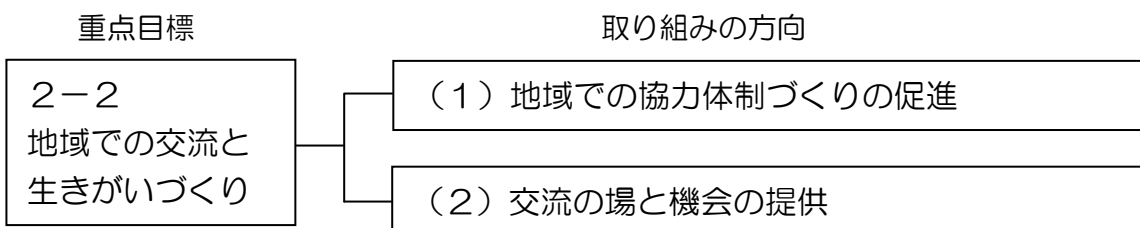
【市民の声】

- ・ 子どもから高齢者、母子、障害者、介護者すべての人が無料で使える交流の場が必要。
- ・ 地域づくりにおいて隣り近所とのコミュニケーションが不足している。常日頃からコミュニケーションをとるように、一人ひとりの心がけを大事にするための対策が必要。

【施策の方向】

自分たちが住む地域社会への関心が高まるよう、自治会・町内会等をはじめとした各種団体の活動や地域での交流に対して支援を行います。また、子どもから高齢者までの交流を図り、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりを促進します。

【施策の体系】

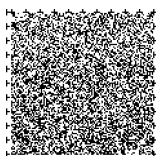


【主な実施方策】

2-2-(1) 地域での協力体制づくりの促進	
日頃から近隣との関わりを持ち、いざというときに支え合い・助け合える関係づくりを進めます。	
内 容	主体となる機関等
① 地域内でのコミュニケーションを活発にします。 ・ 自治会・町内会等の活動の支援を行います。 ・ 自治会・町内会等が主催する地域の行事を通して交流を図ります。 ・ 地域行事への積極的な参加を推進します。	市(市民部、福祉部) 地域住民

2-2-(2) 交流の場と機会の提供	
子どもから高齢者までの誰もが参加しやすく、交流できるような機会と場を提供します。また、高齢者の生きがいや仲間づくりを促す生涯学習の機会や場を提供します。	
内 容	主体となる機関等
① 子育て中の親や高齢者、障害者が、交流する場や機会を増やします。	市(福祉部、健康こども部) 地域住民
② 子どもから高齢者までの誰もが参加しやすく、交流できるような場を増やします。 ・ 老幼の館や児童センターでの地域交流や世代間交流 ⁶⁴ のイベント・事業を充実します。	市(福祉部、健康こども部)
③ 高齢者の生きがいや仲間づくりを推進します。	市(福祉部)
④ 障害者と健常者のふれあいの場、機会を設けます。	市(福祉部)

⁶⁴ 各世代が同じ場所に集い、自分たちの持っている能力や技術を出し合いながら交流することによって、自分自身の向上と地域コミュニティの再構築を図ること。



2. 交流と支え合いの地域づくり

2-3. 福祉意識を高める

【現状と課題】

人は、互いに関わり合い、助け合い、地域を形成し、社会で共存しながら暮らしています。障害者も、その人らしく暮らすための環境が必要です。

高齢者や障害者がその人らしく暮らしていくためには、当事者や家族だけではなく、近隣や地域をはじめ、ボランティアや障害者関係団体、行政機関、教育機関など、多くの人たちの理解とつながりが重要です。

子どものころから福祉への関心が持てるよう、小・中学校等では高齢者や障害者等への理解を深めることが大切です。また、多くの人が福祉への関心を高め、福祉への関わりを持てるよう、市民講座などの開催により、福祉意識の啓発や福祉への理解を広める必要があります。

【市民の声】

- ・ 障害者への理解。（学校教育への積極的な取り組みや市民に理解を得るための対策）
- ・ 学校や地域において障害者に対する理解が進んでいない。（障害者用の駐車場が利用できない。）

【施策の方向】

誰もが、暮らしやすい地域を築いていくことを目指し、高齢者、障害者等への理解を深める各種講座の開催など福祉意識の啓発を図ります。

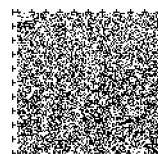
【施策の体系】

重点目標

取り組みの方向

2-3
福祉意識を
高める

(1) ノーマライゼーションの促進



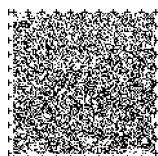
【主な実施方策】

2-3-(1) ノーマライゼーション ⁶⁵ の促進	
子どもから大人まで福祉に関心を持ち、高齢者・障害者等への理解を深める機会を提供します。	
内 容	主体となる機関等
① 障害について学ぶ市民講座等の実施により障害者への理解を図ります。 ・ 障害について学ぶ市民講座等の充実や、各公民館の福祉に関する講座を継続、充実し、障害者への理解を図ります。	市（福祉部） 教育委員会
② 小・中学校での福祉意識の向上を図ります。 ・ 小中学校での授業の一環として、高齢者・障害者等について学ぶ機会を設け、福祉意識の向上を図ります。	教育委員会
③ 障害のある人もない人も、共に暮らしやすい社会への理解を深めます。 ・ 手話通訳者の設置・派遣や要約筆記者の派遣、声の広報の発行を継続し、暮らしやすい地域づくりを進めます。 ・ ハートプラスマーク ⁶⁶ を通じて、障害者用駐車場についての理解に努めます。	市（福祉部、企画政策部）



⁶⁵ 障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

⁶⁶ 外見からは障害がわからない「内部障害」のある人に対して、周囲の理解を得るために作られたマーク。主に障害者用の駐車場や電車の優先席などに掲示される。



3. 協働のしくみづくり

3-1. 保健福祉相談体制の整備

【現状と課題】

地域には、子どもや高齢者等の虐待問題、障害者の自立支援、生活する上で困りごとなど、さまざまな課題が存在します。何か困ったことが起きたときに、身近な場所で何でも気軽に相談できる窓口があることは、安心して暮らすためには大変重要です。市民にとっては、どこに相談したらよいかわからないという状況も多く見受けられ、また、1つの部門だけでは、解決できない課題も多くあります。そのため、総合的な相談窓口の設置や、支援を必要としている人と福祉活動をしている人との調整役となる人材を地域に配置することが求められています。

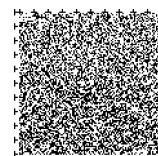
また、高齢者や、身体・知的・精神障害者等を支える家族には心身両面に大きな負担がともなうため、相談機能を充実し、心理的な負担の軽減を図ることが必要です。

【市民の声】

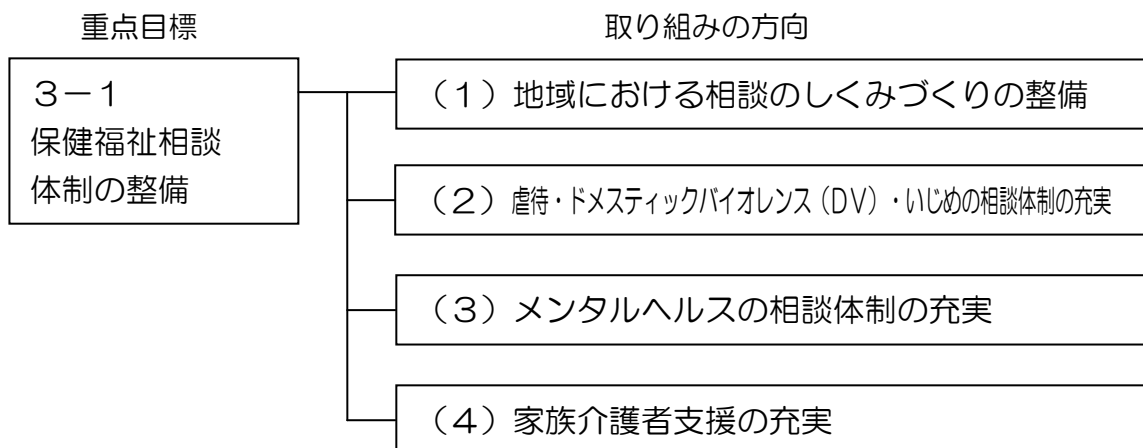
- ・ 子どもや高齢者への虐待があったとき、どこに相談に行けばよいかわからない。
- ・ 相談に来た時のたらい回しを防ぐため、ワンストップサービスとしての総合相談窓口の設置を希望する。
- ・ 地域福祉コーディネーターの設置検討。

【施策の方向】

多様な福祉ニーズや、福祉サービスに関する相談窓口の一元化に努めるとともに、家族介護者の支援を推進します。

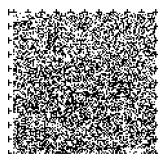


【施策の体系】



【主な実施方策】

3-1-(1) 地域における相談のしくみづくりの整備	
(仮称) 地域福祉コーディネーターを配置した、総合相談窓口の設置を検討します。	
内 容	主体となる機関等
① (仮称) 地域福祉コーディネーターを配置した相談窓口の設置を検討します。 ・ 福祉ニーズを把握し、制度やサービス情報などを包括的に提供し、地域の社会資源や専門機関などにつなぐ調整をする総合相談窓口を日常生活圏域に設置することを検討します。 ・ 何らかの支えを必要とする方に、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO、地区社会福祉協議会及び社会福祉法人等の福祉活動を調整することにより生活支援を行い、問題解決に努め、それで解決できない場合は専門機関を紹介する(仮称) 地域福祉コーディネーターを総合相談窓口配置することを検討します。	市(福祉部)

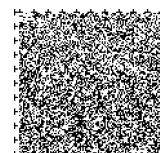


<p>② なんでも相談窓口の開設を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民が身近で気軽に相談できる相談窓口を各地区社会福祉協議会に設置することを検討します。 ・ なんでも相談窓口で相談機能を担う（仮称）地域福祉サポーター⁶⁷を配置することを検討します。 	<p>市社協 地区社協</p>
<p>③（仮称）健康福祉なんでも辞典の整備を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康福祉における相談窓口や各種サービスについてまとめた（仮称）健康福祉なんでも辞典の整備を検討します。 	<p>市（福祉部）</p>

<p>3-1-(2) 虐待・ドメスティックバイオレンス（DV）⁶⁸・いじめの相談体制の充実</p>	
<p>児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、ドメスティックバイオレンス（DV）、いじめ等の問題を児童、高齢者等に区別することなく横断的支援を進めます。</p>	
<p>内 容</p>	<p>主体となる機関等</p>
<p>① 家族が抱える生活問題を総合的に支援するため、各関係機関の横断的対応を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題を介護家族や経済面も含め総合的にとらえ、関係機関が横断的に連携を図ります。 	<p>市（福祉部、健康こども部） 教育委員会 市社協 地域包括支援センター 医療機関等</p>
<p>② 「虐待・DV・いじめ」専用電話の設置を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）「虐待・DV・いじめ 110 番」のような専用電話の設置について検討します。 	<p>市（福祉部、健康こども部） 教育委員会 市社協 地域包括支援センター 医療機関等</p>

⁶⁷ 地域の中での困り事や生活上の悩みごとの相談を受け、地域の社会資源を紹介したり、（仮称）地域福祉コーディネーターと連携をとり専門機関を紹介するなど、解決あるいは解決の手がかりをつかむための身近な相談役。

⁶⁸ 英語の「domestic violence（家庭内暴力）」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれることもある。日本では、一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

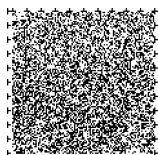


3-1-(3) メンタルヘルス ⁶⁹ の相談体制の充実	
精神障害者に対する相談体制及びうつ病 ⁷⁰ や引きこもりの方に対する相談体制の充実を図るとともに、自殺対策への検討を進めます。	
内 容	主体となる機関等
① 心の健康相談体制の充実を図ります。 ・ うつ病や引きこもりの方への訪問も含む相談体制をつくっていきます。 ・ 精神に障害のある方に相談会や訪問相談を実施します。	市（福祉部） 市社協 相談支援事業所
② 自殺防止対策を検討します。 ・ 自殺防止対策については、庁内の関係所属による連絡会議を実施する中で検討します。	市（福祉部、健康こども部） 市社協

3-1-(4) 家族介護者支援の充実	
地域包括支援センターや各相談・支援専門機関との連携により、家族介護者への支援体制の充実を図ります。	
内 容	主体となる機関等
① 高齢者や身体・知的・精神障害者等の家族介護者を支援するために、地域包括支援センターと各相談支援事業所との連携を図ります。	市（福祉部） 地域包括支援センター 相談支援事業所

⁶⁹ メンタルヘルスとは、健康のなかで精神にかかわる健康を保つことである。現代の生活では、労働などが複雑になったことによりストレス等の要因で精神が疲労し精神疾患等も増えている。

⁷⁰ 気分障害の一種であり、抑うつ気分や不安、焦燥、精神活動の低下、食欲低下、不眠症などを特徴とする精神疾患。



(仮称) 地域福祉コーディネーター

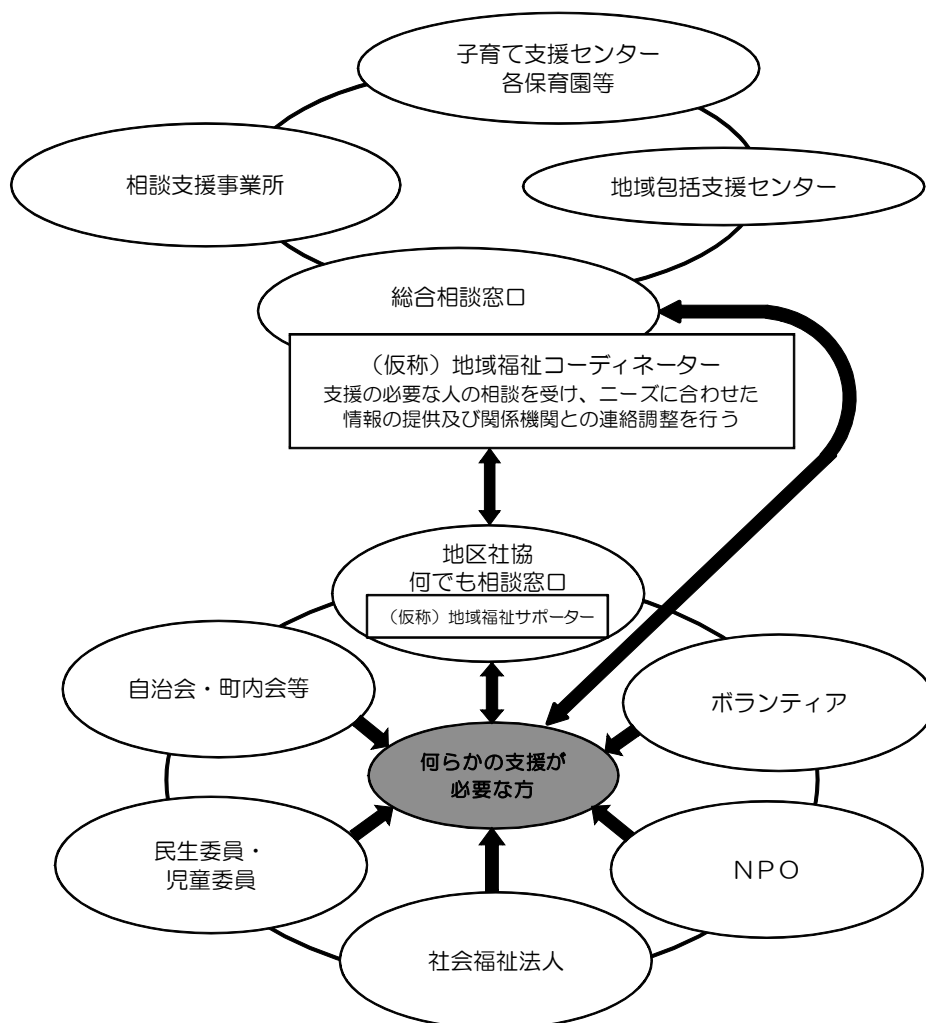
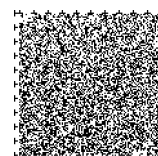


図 4-1 (仮称) 地域福祉コーディネーター概念図



3. 協働のしくみづくり

3-2. 地域福祉推進活動の担い手の育成

【現状と課題】

地域社会のつながりや助け合い意識の希薄化によって、地域における市民活動やボランティア活動を支える担い手の確保が難しくなっています。自治会・町内会等や、地区社会福祉協議会などは、行事やイベントなどを通じて、地域活動やボランティア活動について周知する機会を増すなど、担い手の育成に努めることが望まれます。

担い手として、いわゆる**団塊の世代**⁷¹の人々のように、地域で暮らす元気な高齢者や豊富な知識・経験・能力を持った方々に、その技術や知識を活かして、活躍してもらうためのきっかけづくりなど、地域での社会活動への参加を促していく必要があります。

民生委員・児童委員は要支援者に生活相談や、助言を行うなど、福祉の制度やサービスの情報提供を行い、住民が自立した生活ができるよう支援活動していますが、民生委員・児童委員の担い手が不足していることから、活動しやすい環境を整えることが必要です。

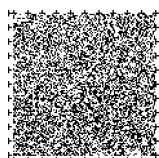
【市民の声】

- ・ 現状より若い世代の住民が民生委員・児童委員等選ばれて、活動できる雰囲気醸成が課題。
- ・ 民生委員と地域(福祉関連、住民)等との連携、見守りの体制が確立していない。
- ・ 団塊世代が地域福祉活動へ参加していくためのリーダー(シップ)が不足している。

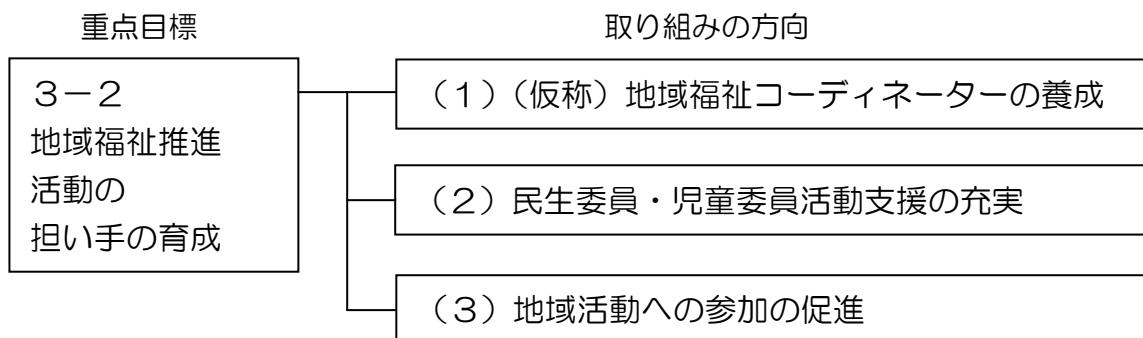
【施策の方向】

(仮称)地域福祉コーディネーターの養成や、民生委員・児童委員の活動支援及び団塊の世代の育成を支援し、担い手の確保を促進します。

⁷¹ 昭和22年から昭和24年頃(1947年から1949年頃)までに生まれた世代。



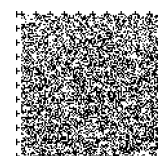
【施策の体系】



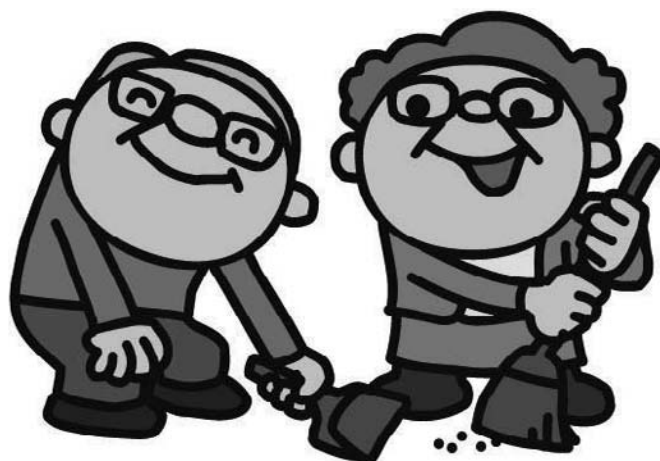
【主な実施方策】

3-2-1 (仮称) 地域福祉コーディネーターの養成	
日常生活圏域に設置を検討している総合相談窓口に配置する(仮称)地域福祉コーディネーターの養成を図ります。	
内 容	主体となる機関等
① 市と社会福祉協議会は連携して地域福祉の担い手を育成していきます。 ・ 総合相談窓口としての(仮称)地域福祉コーディネーターの養成を検討します。 ・ なんでも相談窓口としての(仮称)地域福祉サポーターの養成を支援します。	市(福祉部) 市社協

3-2-2 民生委員・児童委員活動支援の充実	
地域福祉活動を主体的に進め、相談支援体制の一翼を担う民生委員・児童委員活動を支援し、活動しやすい環境を整えます。	
内 容	主体となる機関等
① 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを支援します。	市(福祉部) 市社協 地区社協 自治会・町内会等
② 民生委員・児童委員の担い手の確保に努めます。 ・ 民生委員・児童委員の活動内容の周知を図るため、民生委員・児童委員協議会の広報紙を充実します。	市(福祉部) 市社協 民生委員・児童委員等

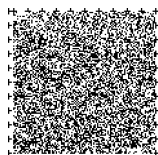


3-2-(3) 地域活動への参加の促進	
団塊の世代を中心に各種公民館活動等を通じて、学んだ様々なことや、これまでの経験を活かし、地域で活動ができるよう支援します。	
内 容	主体となる機関等
① 市民カレッジ ⁷² や寿大学 ⁷³ 等の講座修了者の活動が、福祉活動へつながるよう社会福祉協議会と連携し支援します。	市（福祉部） 教育委員会 市社協 地区社協



⁷² 中央公民館で行われている事業。高齢社会の中で、市民が健康で生きがいを持ちながら郷土愛を育み、地域の中で連帯を持ちながら住みよいまちづくりを考え行動していく主役として、共に学び行動する仲間づくりと、生涯を通じた学習活動を支援するために、開設している学習の場。

⁷³ 根郷公民館で行われている事業。健康、地域、文化等の幅広い分野を学びながら、レクリエーション活動なども含め、参加者同士の交流を図る学習の場。



3. 協働のしくみづくり

3-3. 地域福祉推進の体制づくり

【現状と課題】

地域での多様な福祉課題に対応していくためには、市、社会福祉協議会、社会福祉法人、関係行政機関、福祉サービス事業者、NPO、ボランティア、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会及び地域住民等がそれぞれの特性を生かし、協働できる体制を整えることが大切です。そのためには、それぞれの団体が役割分担した上で、協力・連携を図っていくことが重要です。

特に、市と社会福祉協議会は、それぞれの特性を生かし役割分担し、協働することで、総合的に地域福祉を推進していくことが望まれます。

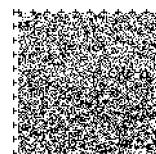
また、判断能力が不十分な方が、安心してサービスの提供を受けるための方がますます重要となってきました。そのため、地域でできる限り自立した生活を送れるよう支援するしくみづくりや、ボランティア活動を促進する環境づくりも大切です。

【市民の声】

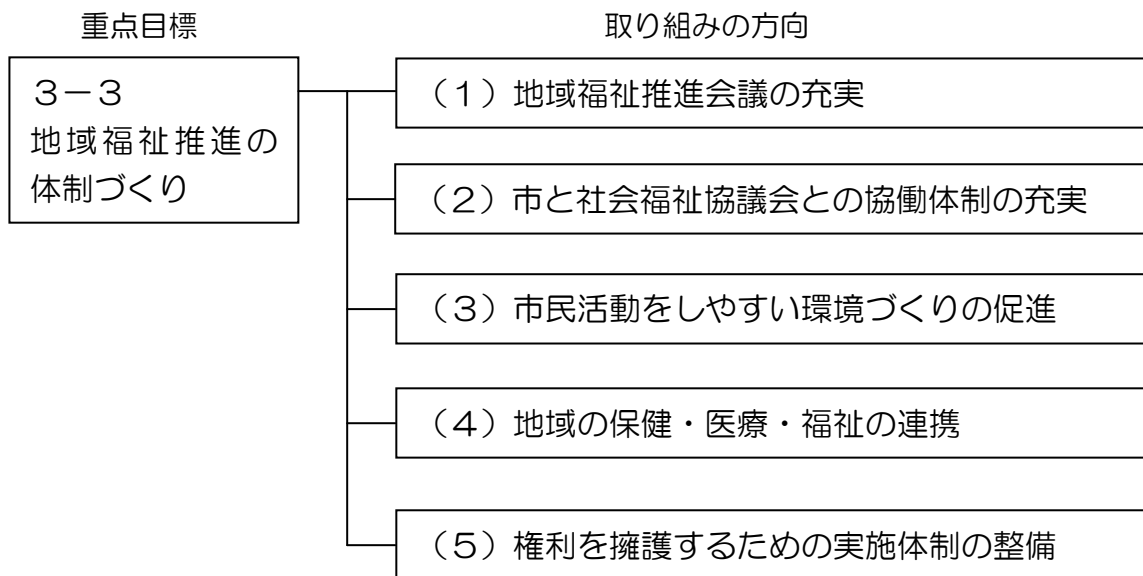
- ・ 地域福祉推進会議の推進、拡大。
- ・ 親亡き後の子ども（障害者）の生活を支えてくれるしくみがない。
- ・ 成年後見制度を充実してほしい。

【施策の方向】

高齢者や障害者などの地域での生活を支えるために、様々な機関や団体などのネットワーク構築を支援します。また、地域福祉推進会議の充実を図ります。



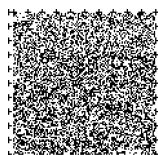
【施策の体系】



【主な実施方策】

3-3-1 地域福祉推進会議の充実	
佐倉市地域福祉計画と佐倉市地域福祉活動計画に共通する課題及びそれに対しての取り組みを協議する地域福祉推進会議の充実を図ります。	
内 容	主体となる機関等
① 地域福祉推進会議を継続します。 ・ 地域福祉計画と地域福祉活動計画に共通する課題について、検討します。 ・ 佐倉市市民協働の推進に関する条例を前提に「協働」についての協議を継続します。	市（福祉部） 市社協
② 市内の地域福祉活動団体の活動紹介や、市民と意見交換をする地域福祉フォーラム等の定期的な開催を検討します。	市（福祉部） 市社協

3-3-2 市と社会福祉協議会との協働体制の充実	
地域福祉の推進団体である社会福祉協議会と協働体制の充実を図ります。	
内 容	主体となる機関等
① 市は社会福祉協議会と協働して地域福祉を推進していくよう努めます。 ・ 地域福祉推進会議の充実、(仮称)地域福祉コーディネーターの設置検討、計画の進行管理など協働して進めていきます。	市（福祉部） 市社協



3-3-(3) 市民活動をしやすい環境づくりの促進	
ボランティアを行う個人や、団体が活動しやすい環境づくりを支援します。	
内 容	主体となる機関等
<p>① 市民公益活動サポートセンター⁷⁴とボランティアセンター⁷⁵の連携を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民公益活動サポートセンターとボランティアセンターの窓口を一本化するなど検討し、市民活動がしやすい環境を整えます。 市民が市民活動をしやすいよう、ボランティア団体等を立ち上げるための支援や活動支援を行います。 	市(福祉部、市民部) 市社協 ボランティア団体等

3-3-(4) 地域の保健・医療・福祉の連携	
療養や介護を必要とする高齢者や障害者等が住み慣れた地域で暮らしつづけるための、体制づくりを推進します。	
内 容	主体となる機関等
<p>① 高齢者や身体・知的・精神障害者等の在宅生活を継続するため、総合的に支援する体制整備を図ります。</p>	市(福祉部) 市社協 地域包括支援センター 医療機関等
<p>② 地域での人間関係や社会参加が継続して維持できるよう支援します。</p>	市(福祉部) 市社協 地域包括支援センター 医療機関等

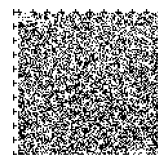
3-3-(5) 権利を擁護するための実施体制の整備	
判断能力が不十分な方が、地域での生活を継続するための制度の構築に努めます。	
内 容	主体となる機関等
<p>① 日常生活を営む上で必要な人権を守るための制度、成年後見制度⁷⁶、日常生活自立支援事業⁷⁷などの利用支援をします。</p>	市(福祉部、健康こども部)

⁷⁴ 市民公益活動の推進を図るため、市民、公益活動団体、事業者など様々な関係機関がお互いに交流できる場所。

⁷⁵ 佐倉市社会福祉協議会内に設置されている機関でボランティアを希望する方を登録しボランティアを必要とする方とのコーディネートを行っている。

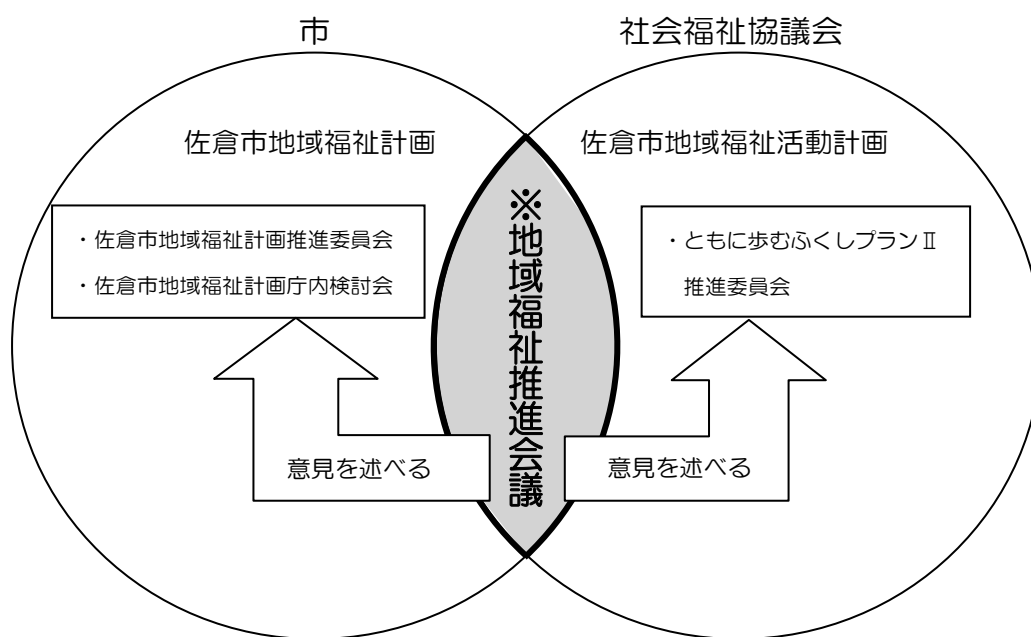
⁷⁶ 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人の財産や権利を保護するための制度。

⁷⁷ 認知症、知的障害、精神障害等があるために判断能力が不十分な人に対して、自立した地域生活が送れるよう生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が主体となって実施している。



<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会の法人後見事業との連携を図ります。 ・ 地域における権利を擁護する担い手として、市民後見人の育成をしていきます。 	市社協
<p>② 地域から市域にかけての重層的な権利擁護⁷⁸の推進、相談のネットワークづくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における虐待などの発見や見守りに努めます。 ・ 施設や在宅サービス利用者の苦情解決に努めます。 ・ 地域における潜在的なニーズの発見に努めます。 	市（福祉部、健康こども部） 市社協

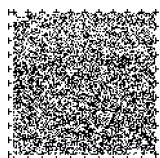
地域福祉推進会議



- ※ 佐倉市地域福祉計画と佐倉市地域福祉活動計画が協働で扱うべき課題について検討します。
- ※ 地域福祉フォーラム等の定期的な開催を検討します。

図 4-2 地域福祉推進会議概念図

⁷⁸ 自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。



3. 協働のしくみづくり

3-4. 地域福祉推進の資源・財源の確保

【現状と課題】

地域における多様な生活課題を解決するためには、行政サービスだけでは担いきれない現状があり、地域住民やボランティア、NPOなどの地域福祉活動の必要性が増しています。これからの地域社会づくりにおいては、地域住民等が、自ら課題解決を図るための組織づくりやしくみづくりを進めていく必要があります。地域住民が地域福祉活動を積極的に進めていくためには、活動の拠点や、財源を確保し活用できる環境を整えることが大切です。

市は限られた資源と厳しい財政状況の中で、効果的、効率的な視点に立ち安定了財源の確保を図る必要があります。

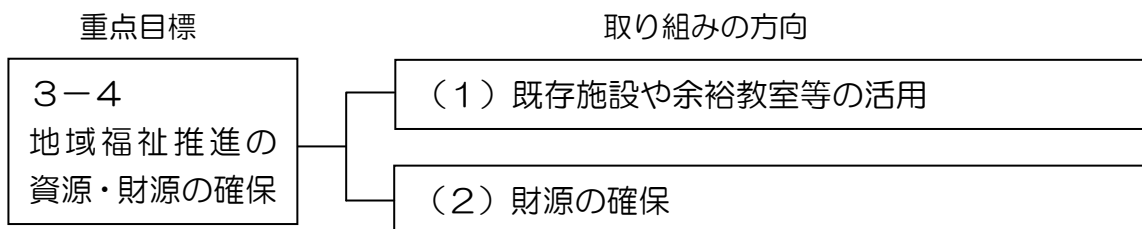
【市民の声】

- ・ 市立の幼・小・中学校の空室を高齢者の学校にするなど、学校や施設（地区集会所、商業施設など）の資源を活用して、会議・会合で利用できるようにしてほしい。
- ・ 地域福祉活動・ボランティア活動拠点の確保と身近なところで活動しやすい場づくり。

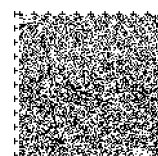
【施策の方向】

既存施設や**余裕教室**⁷⁹等の開放の検討を進めます。
地域福祉活動を進めるための財源確保に努めます。

【施策の体系】



⁷⁹ 児童生徒数の減少等により、既存の教室数と比較して学級数が減少し、将来とも恒久的に余裕となると見込まれる教室のこと。

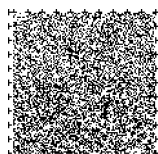


【主な実施方策】

3-4-1 既存施設や余裕教室等の活用	
開かれた施設づくりの観点から、集会所などの利用しやすい工夫や、市有財産の積極的な開放を検討します。	
内 容	主体となる機関等
① 地域福祉の活動内容に合わせた活動拠点を確保します。 ・ 自治会・町内会等の集会所を地域福祉活動の拠点として、利用しやすくなるよう要請していきます。 ・ 活動内容や、行事内容により当事者宅や屋外など利用者や活動者の側から見た様々な活動拠点を開拓します。	市（市民部） 市社協 地域住民 自治会・町内会等 地区社協 ボランティア団体等
② ボランティア活動拠点を確保します。 ・ ボランティア団体等の活動拠点を確保するとともに、余裕教室など市所有建物の開放を検討します。	市（福祉部、市民部、 資産管理経営室） 教育委員会

3-4-2 財源の確保	
市は、健全な財政運営を進めていくために税収の確保に努めるとともに、資産を活用した新しい財源確保などに努めます。住民やボランティア団体等は活動資金を、配分金や、補助金のみに頼ることなく、寄附金や民間助成金等、自ら継続的に確保するための工夫に努めます。	
内 容	主体となる機関等
① 佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附制度 ⁸⁰ や広告収入など新たな財源の確保に努めます。	市（福祉部、健康こども部）、市社協
② 受益と負担の見直しなど、既存事業の見直しによる財源の確保に努めます。	市（企画政策部） 市社協
③ 社会福祉協議会や市民公益活動サポートセンターは、民間助成金の情報提供を進めます。	市（市民部） 市社協、地域住民
④ 民間助成を活用し、自主財源の確保に努めます。	市社協 ボランティア団体等

⁸⁰ 佐倉市を「応援したい・貢献したい」という「想い」をお持ちの方からの寄附金を受入れ、この寄附金を財源とする各種事業を実施することにより、寄附をしてくださった方の「想い」を実現化するとともに、地域の特性を活かした個性豊かで活力ある「ふるさと佐倉」のまちづくりを進めようとするもの。いわゆる「ふるさと納税」。



4. 分かりやすい情報のしくみづくり

4-1. 分かりやすい情報と利用しやすい窓口の充実

【現状と課題】

市民は利用できるサービスの情報やどのようなサービスがあり、どこに申請すればよいのかという情報を求めています。

情報発信の方法として、広報紙やホームページが情報媒体として大きな役割を果たしていますが、高齢者や障害者には情報が届きにくいいため、誰もが必要な情報を手軽に受け取れるように配慮する必要があります。

個人情報の保護が求められる現在、相談者のプライバシーが保護される必要があります。相談窓口においても周囲に知られたくない事柄があることを理解し、プライバシーに配慮した取り組みを行う必要があります。

多様化している福祉に関する相談に対応するためには、福祉サービスに関する窓口の一元化に努めるなど相談機能の充実を図り、組織的な相談体制づくり、情報提供を推進する必要があります。

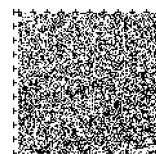
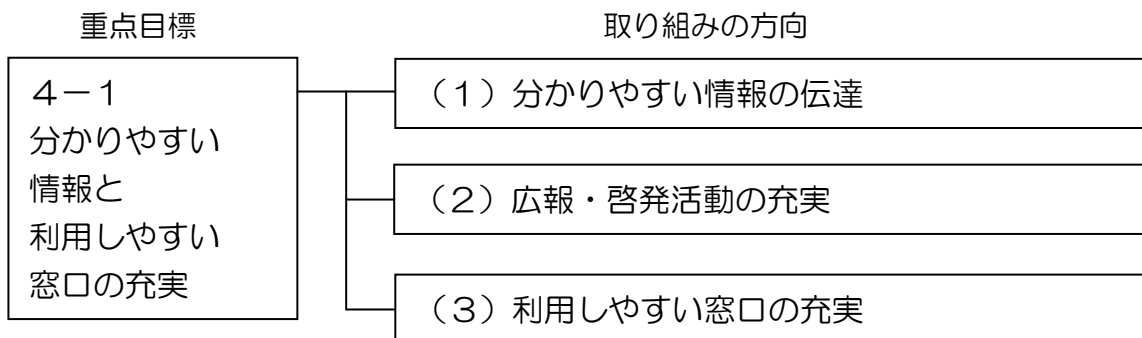
【市民の声】

- ・ 情報が必要になったときに、どこに相談に行ったらよいか分からない。
- ・ 人に知られたいくない相談は、どこに行ったらよいか分からない。
- ・ ホームページ音声読み上げ・番組の文字スーパー表示など、障害者への情報配信サービスが不足している。
- ・ ワンストップで手続きができるサービスをのぞむ。

【施策の方向】

誰もが手軽に情報を受け取れるように、わかりやすい情報の伝達に努めます。多様化している相談に対応し、利用しやすい窓口の充実を図ります。

【施策の体系】

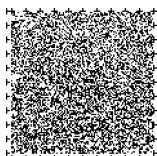


【主な実施方策】

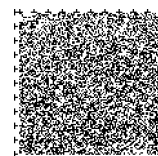
4-1-1 (1) 分かりやすい情報の伝達	
誰もが分かりやすい情報提供の充実を図ります。	
内 容	主体となる機関等
① 相談の窓口を広げます。 ・ 社会福祉協議会や福祉関係事業者等の情報も提供するなど相談の窓口を広げます。(ホームページのリンク、広報紙等への掲載など)	市(福祉部、健康こども部) 市社協 福祉関係事業者等
② 窓口一覧表の作成・配布を行います。 ・ 窓口情報の特集や保存版の窓口一覧表の作成・配布を行い、相談・申請窓口の明確化を図ります。	市(福祉部、健康こども部)
4-1-1 (2) 広報・啓発活動の充実	
広報・啓発活動の充実を図ります。	
内 容	主体となる機関等
① 広報活動の質の向上を図ります。 ・ 広報紙やホームページなどの掲載方法を工夫し、高齢者や障害者等の必要としている情報の提供に努めます。 ・ ホームページの文字拡大、音声読み上げなど機能とサービスの質の向上を検討します。	市(企画政策部、福祉部、健康こども部)
② 手話通訳⁸¹ 、 要約筆記⁸² の利用しやすい体制づくりに努めます。 ・ 手話通訳・要約筆記者の派遣についての周知を図り、障害者が必要な時に利用しやすい体制づくりに努めます。	市(福祉部)

⁸¹ 聴覚に障害のない方たちの音声の言葉を手話に置き換え、聴覚に障害のある方たちの手話を音声の言葉に置き換えることで互いの意思の疎通を図ること。

⁸² 聴覚障害者への情報保障の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えること。要約筆記の方法にはノートテイクなど書字による要約筆記、OHP要約筆記、パソコン要約筆記などがある。



4-1-(3) 利用しやすい窓口の充実	
窓口への誘導や説明方法の工夫など、利用しやすい窓口に向けた検討をします。	
内 容	主体となる機関等
① プライバシーに配慮した相談窓口の整備に努めます。 ・ 相談窓口カウンター上に簡易間仕切りを取り入れるなど、相談者のプライバシーへの配慮に努めます。	市（福祉部、健康こども部） 市社協
② 分かりやすい説明のための工夫に努めます。 ・ パンフレットを用いるなどして、誰にでも分かりやすい説明に努めます。	市（福祉部、健康こども部） 市社協
③ 窓口への誘導方法を工夫します。 ・ 目印をつけるなど、誰でも分かりやすく確実に目的の窓口に行けるよう工夫します。	市（福祉部、健康こども部） 市社協
④ ワンストップサービスの相談体制の整備に向けて検討します。	市（福祉部、健康こども部） 市社協



4. 分かりやすい情報のしくみづくり

4-2. 安全を守る情報のしくみづくり

【現状と課題】

近年台風や地震などによる大規模災害が各地で発生しています。いざというときに身の安全を確保するためには、日頃から防災意識を持って生活することが大切です。

各地域で防災活動の中心となる自主防災組織の設立を支援し、避難所の運営体制の確立と避難所への要援護者受け入れ体制の確立を行う必要があります。またボランティア、NPO等の活動受け入れなど実際を想定した訓練を行い、地域住民の防災意識を高めることが大切です。

要援護者は自力での避難が困難であるとともに、避難場所で生活するうえでも、なお一層不便になることが想定されます。そのため、地域内で要援護者の避難体制の確立するしくみと避難場所の確保が必要です。

要援護者への的確な支援と安全な避難が行えるように、災害情報や支援の方法、避難経路などの情報提供を地域住民向けの確に行う必要があります。

【市民の声】

- ・自治会、町内会をベースにした自主防災組織の体制づくりを進める。
- ・避難場所における要援護者の受け入れと登録方法の不明確。
- ・障害者が災害時にどのようにしたら良いか分からない。
- ・「災害時要援護者支援の手引き」を市民に公表し啓発する。

【施策の方向】

地域の自主防災組織の設立を支援するとともに、災害時要援護者支援体制の充実を図ります。

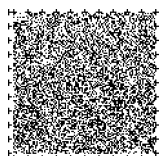
【施策の体系】

重点目標

取り組みの方向

4-2
安全を守る情報のしくみづくり

(1) 災害時要援護者支援体制の充実



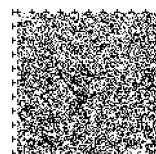
【主な実施方策】

4-2-(1) 災害時要援護者支援体制の充実	
地域における災害時要援護者支援体制の充実を図るため、自主防災組織の設立を支援し、情報提供の充実を図ります。	
内 容	主体となる機関等
① 自主防災組織の設立を促進します。 ・ 自治会・町内会等への自主防災組織の設立促進を図ります。 ・ 自主防災組織の活動支援を行います。 ・ 自主防災組織等を中心とした住民組織が避難所の運営を行います。	市（市民部） 自治会・町内会等 ボランティア団体等
② 要援護者支援を実際に想定した避難訓練を実施します。 ・ 避難訓練、要援護者支援、災害ボランティア ⁸³ ・NPO等の活動（受入れ体制の整備）を想定した訓練を実施します。	市（市民部） 地区社協 ボランティア団体等
③ 要援護者への情報提供の充実を図ります。 ・ 防災行政無線 ⁸⁴ の代替えとして実施されているメール配信サービス ⁸⁵ やケーブルテレビを活用した緊急情報放送を活用するとともに、その周知・PRを図ります。	市（市民部）
④ 災害時に障害者も必要な生活情報が得られるしくみづくりを検討します。	市（市民部、福祉部）

⁸³ 災害発生時に被災者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティア。

⁸⁴ 佐倉市では、市内の学校や公園など94箇所に防災行政無線（屋外子局）を整備している。災害時の避難勧告等の防災情報をはじめ、平常時には市からの行政情報（光化学スモッグや行方不明者等の情報）などを放送している。

⁸⁵ 防災行政無線を補完するシステムとして、市からの緊急のお知らせを、携帯電話などにメール機能を利用し、文字情報として配信するサービス。



4. 分かりやすい情報のしくみづくり

4-3. 権利擁護（成年後見制度）の利用促進

【現状と課題】

意思の自己決定は誰にとっても重要な権利であり、当然に保障されるべき社会が望まれます。

高齢化や障害により判断能力が不十分であると、福祉サービスを十分に活用できないという問題や、身の回りのことや金銭管理ができないなどの生活上の課題があります。

このため、判断能力が不十分な方であっても、不利益を受けないようしくみづくりを行っていく必要があります。行政・地域住民が支え合うことにより、誰もが心豊かに生活できる社会を形成することが望まれます。

成年後見制度についての情報提供や活用方法などの支援を行い、誰もが分かりやすく使いやすいものにしていく必要があります。

【市民の声】

- ・ 成年後見制度について、市と社会福祉協議会が役割を明確化し、必要な支援を講じていく。
- ・ 日常生活自立支援事業について社会福祉協議会に対し実施体制を整備するための支援を行う。

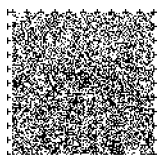
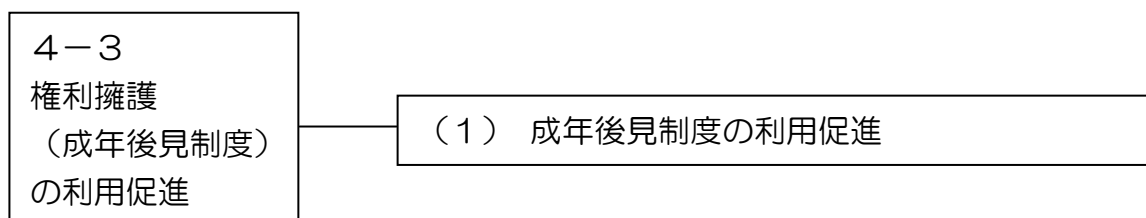
【施策の方向】

成年後見制度の利用促進を図ります。

【施策の体系】

重点目標

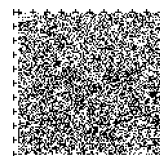
取り組みの方向



【主な実施方策】

4-3-(1) 成年後見制度の利用促進	
判断能力が不十分な方であっても安心して自立した暮らしをおくれるように、権利擁護体制の充実を図ります。	
内 容	主体となる機関等
<p>①（仮称）成年後見支援センターを設置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者や知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な方々が不利益を被らないためのしくみづくりや関係機関との連携を円滑に進めるため（仮称）成年後見支援センターを設置します。 ・ 後見人の支援を行い、担い手の確保を図ります。 ・ 市民後見人の養成を行い、後見制度を身近なものにします。 	<p>市（福祉部）</p> <p>市社協</p> <p>弁護士会</p> <p>司法書士会</p> <p>行政書士会</p> <p>社会福祉士会等</p>
<p>② 成年後見制度を活用する場合の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度に関する相談、手続き等の支援を行い、市民にとって分かりやすく使いやすいものにします。 ・ 成年後見制度の利用を促進するための、申し立て費用、後見費用の助成を検討します。 	<p>市（福祉部）</p> <p>市社協</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>中核地域生活支援センター</p> <p>相談支援事業所</p> <p>民生委員・児童委員等</p>
<p>③ ソーシャルワーク⁸⁶機能の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズにあった支援を行うため、さまざまな制度とともに成年後見制度を活用します。そのためのソーシャルワーク機能を充実させます。 ・ 関係機関と成年後見制度のネットワークを構築し、一貫した支援体制を整えます。 	<p>市（福祉部）</p> <p>市社協</p> <p>弁護士会</p> <p>司法書士会</p> <p>行政書士会</p> <p>社会福祉士会</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>中核地域生活支援センター</p> <p>相談支援事業所</p> <p>民生委員・児童委員等</p>

⁸⁶ 社会福祉の制度などのもとで、人々が社会生活上の課題をみずから解決し、豊かな暮らしを可能にすることを旨とするために、福祉の専門技術の知識をもつ人によって展開される実践活動及び援助技術の総称。



第4章 どのように地域福祉を推進していくのか

